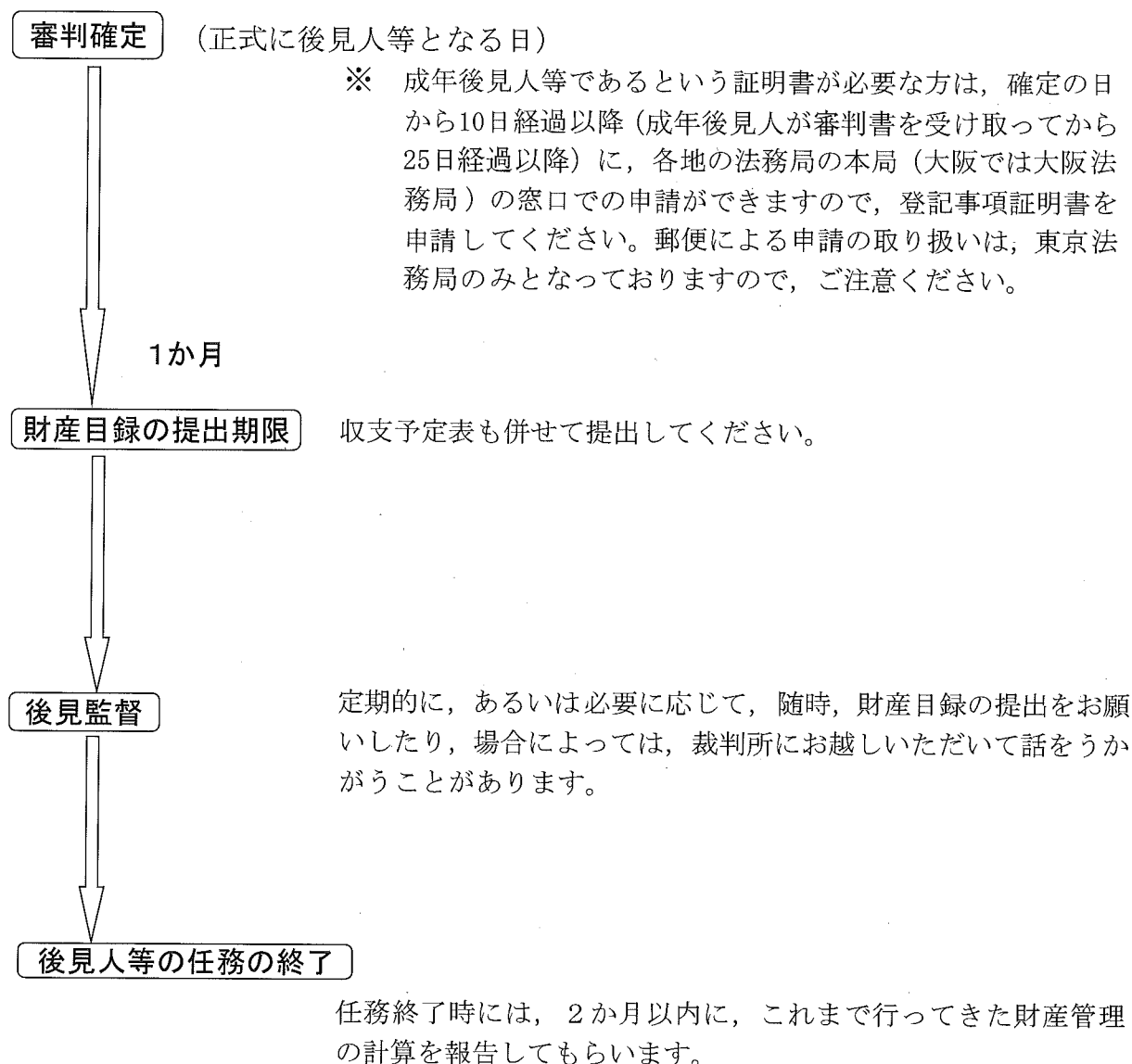


審判確定後の流れと手続



- ① 本人の死亡・・・裁判所に報告してください。
- ② 後見人等の辞任・・・この場合、必ず新たな後見人等を選任する必要があります。裁判所に申立てをしてください。
- ③ 後見人等の解任・・・後見人等に著しい不正があった場合。
- ④ 後見等開始の審判の取消し・・・本人の能力が回復した場合。裁判所に申立てをしてください。

※ いったん審判が確定しますと、当初の目的を達したからといって、途中で成年後見制度そのものの利用をやめることはできませんので、ご注意ください。